

上下水道事業検討委員会 第2回会議

開催日時：平成30年（2018年）2月23日（金）10時～

開催場所：宇部市上下水道局 本局 第2会議室

〔事務局〕皆さん改めておはようございます。それでは、第2回検討委員会の会議を始めさせていただきます。最初に事務局の方から、一言ご挨拶させていただきます。

〔事務局〕皆さんおはようございます。お忙しい中、時間を取って頂きましてありがとうございます。1回目の会議をしまして1ヵ月経ちました。その1回目の最後に集合処理の継続と個別処理の転換というお話を少しさせて頂いたと思います。今日はそれについての審議が主になると思いますが、局としてもこの古い施設をどうにかして維持管理していかなくてはいけないということを宇部市全体で考えていかなくてはいけないという立場に立っておりますので、今日は積極的な意見を期待していますのでよろしくお願ひしたいと思います。

〔事務局〕それでは最初に事務連絡をさせていただきます。本日ですが、委員の皆さん12名全員出席でございます。それと今日の資料は先般郵送させて頂きましたものに合わせて、本日2種類机の上に資料を置かせて頂いております。ご確認の方よろしくお願ひ致します。それでは、あと議事については座長の方で進めてくださいますようお願いいたします。

〔座長〕皆さんおはようございます。ようやく春めいてきたという感じです。冬はやっぱり寒いという状況でございますが、何とか進めたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。それでは最初に、第1回会議の審議状況の確認から入りたいと思います。どうしましょう、議事録を確認してこちらで進めて宜しいですか。お手元には2つの資料があると思いますが、未定稿H30年1月25日というのともう1つ、第1回宇部市上下水道検討委員会質疑応答集、2つ資料があると思います。ここでは議事録確認なので、まず未定稿の全体の概要版の方から確認をさせて頂きたいと思います。まず1番目、検討委員会のロードマップについて、事務局側の説明に関しましてロードマップを示してくれ、ということで出席全員の了承を頂きました。2番目としては宇部市の下水道事業の概要ということで、委員から改築事業費が増えているというのは分かったけど、どういう風にどうなったのかとの質問があり、事務局の

方から状況の説明もありました。また、委員の方から昭和59年に事業区域を決定したということで、100%になるにはいつまでかかるかとか、住民に対してどう説明したのか、ということに対して、当時の事業計画の全体がいつ100%に達するかということに関しては公表していなくて、市民には当該工事箇所の説明をしていると。委員の方から今後は改築が主流になると思うけど、新規整備が無くなると思われるが要望として事業区域内の未整備地区に浄化槽の補助金について、宇部市全体の都市計画における都市計画と下水道の関係について、情報提供をお願いしたい。事務局の今後の課題としては、若干の差異はあるが、全体計画区域を用途区域の線に合わせて整備することとして、将来的には集合処理で整備するというのを考えている。現在、国の事業認可のやり方として一度の大きな区域を拡大する事は出来ないが、当時は広い区域を設定していました。事業計画区域の拡大に関しては事業計画の完了後に拡大するということですが、人口減少とか、地域全体の整備の配慮という問題もあって、今回議論したいというのがありました。委員からは阿知須処理区に関してはどうか、ということに関するご質問もありました。事務局の方から阿知須地区の公共下水道組合に関する説明等があり、一部整備が遅れている状況もある。3ページ目ですが、宇部市全体計画区域はいつ定めたのか、全体計画区域と事業計画区域を同時にということに関しては、徐々に区域を拡大して現在の形に昭和59年に厚南地域の事業計画の拡大に合わせて全体計画も拡大した。その当時は用途地域に合わせて拡大して、全体計画区域まで下水道を整備する意思表示をしていきました。これらを現概要ということで委員の理解を深めたということ。3番目として宇部市下水道事業が抱える課題ということで、道路陥没に関する管渠の調査手法について、事前調査は可能なのか、ポンプ場の更新について操作の不具合など状況が分かるのかという質問がありました。それに対して事務局から、管渠の老朽化具合に関しては昭和の時代から人孔の中の調査や、陥没した前後の管の状況を確認するということでしたが、今は管の中にテレビカメラを入れて調査をすることが出来るということと、事前調査に関しては古いものからやっている。ポンプ場に関しては調子や不具合ということで対応しているが古いものが依然使われている。あと、埋設されている管渠の口径や材質について教えてほしいということで、それに対してはヒューム管、陶管、コンクリート管。陶管は劣化が激しいということですが、ヒューム管と塩ビ管が今主流になっている。小口径は塩ビ管が多い。布設してある下水管の材質・口径等把握しているかということに関しましては、下水道台帳システムで管理できている。委員からは改築更新に関して緊急輸送路などの優先順位をつけて実施している

と思うが、下水道台帳を公表すべきでないかということに関しては、事務局から改築更新に関しては排水処理する観点から、管渠よりも処理場やポンプ場など施設の優先順位が高い。管渠の優先順位に関しては、布設後の年数が経過するものから順に調査して、劣化具合から総合的に判断して優先順位をつけて実施している。また、下水道管渠情報の見える化はストックマネジメント等に対応している。今後10年間で更新費用が650億円かかる。実際の事業費算定では363億円。超長期的な見方の課題はいいのかという質問に対しては、650億円は法定耐用年数から算出したもので実際の更新費用ではない。40億円程度で十分対応できるのかに対して、将来の負担が高まるので40億円ぐらいまでがリミットである。あと、企業債の償還というのはどのぐらいか、ということに対しては30年である。委員から5ページですが、人口減少や節水によって下水道使用料収入が減少するなら、10年先の平成38年になって将来の料金を見直すべきではないかとありました。人口ベースを考慮したアセットマネジメントで数字の試算は行ってという話でした。次に委員の意見としては、一旦整備したものを縮小するのは不可能ではないか。更新時に施設を縮小するのは良い機会ではあるけども、人口減少の中でどのぐらいが鉄則なのか判断するのが難しいのではないかとに対しては、作ったものを縮小する方も難しくなるのでその辺も考慮したいと。今後の考えられる方向性については、次第の前の意見で具体的な話は次回に協議したいということにして、委員からは国土交通省の公共下水道の考え方について、次回説明をしてもらいたい。国の方向性の1つとして、今後10年で国庫補助のあり方を検討すると言う事になっています。今日もそういう議論をします。委員から企業努力がされていないと市民に説明ができません。民間活力の導入により安くすむ場合もあるのではないかとということも。委員から都市計画のコンパクトシティについての説明についてもありました。また、合流地区を分流化すれば経費が安くなると検討されているかという意見については、合流地区を分流化することは出来ないが、管の統廃合や施設の再構築によりコストを考えた配置にしている。委員から合併浄化槽の仕組みと費用について説明をお願いします。というのが前回の議論したところでございます。この議事録も大体のまとめがありまして、より詳細な議論は合わせてお手元に応答集があります。これに関してはあとでまた議論したいと思いますが、私が読んだだけでも10分かかっていますので、この議論だけでも結構時間がかかります。これから議論を進めたあとにも、前回どんな議論したというのを知るという意味では大事だと思ってお話をしています。前回の議論でこんなことをやったということに関しては宜しいでしょうか。ありがとうございます。そ

れでは次に2番目、第1回会議の確認事項ということで事務局の方から説明をお願いします。

〔事務局〕宜しく申し上げます。座って説明をさせていただきます。前方のスクリーン又はお手元にお配りしております資料をご覧ください。スライドの右下に、ページを振っていますのでご確認を頂ければと思います。それでは、早速でございますけども資料2ページをご覧ください。まず（2）としまして第1回会議における確認事項についての説明をします。①都市計画とコンパクトシティについてご説明します。3ページをご覧ください。この資料は、市の都市政策推進課から提供して頂きました。本市の都市計画は吉部及び万倉の一部地域を除いた地域の約8割を宇部都市計画区域に指定しておりまして、市街化区域・市街化調整区域を定めていない非線引き都市としておりますけども、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために用途地域を指定し、用途地域内を市街地として位置づけ道路や下水道等の都市計画施設も整備を進めているところでございます。この資料の着色してあるところが本市の定めている用途地域でございます、南から青色が工業系、赤色が商業系、緑色が住居系の地区として用途指定しています。以上、簡単ではございますけど宇部市の都市計画の内容になります。次に4ページをご覧ください。この資料も都市政策推進課から提供して頂いたものでございます。宇部市のコンパクトシティについてご説明致します。人口減少それから少子高齢化等の社会的課題、それから都市機能、人口の郊外化、中心市街地の衰退などの都市的課題が顕著となっております。また拡散傾向になりました市街地を見直して、本市では多極ネットワーク型コンパクトシティを目指し、現在、立地適正化計画を策定中でございます。こちらの資料におきまして中心市街地でありますこの赤色の丸印、それから青色の丸印を各拠点としまして、都市機能や住居を誘導する区域として定めるように検討しておりまして、それに加えまして用途地域内に市街地空洞化防止の為、人口が集積している地区や宇部市地域公共交通網の形成計画において、主要幹線付近やその周辺地区、生活利便性が高い地区に居住を誘導する地域として検討している段階です。以上が本市のコンパクトシティの簡単でございますが説明になります。続きまして5ページの方をお願いします。②国土交通省の方針、污水整備の考え方についてご説明致します。6ページをご覧ください。この資料は国土交通省の都道府県構想配布資料から引用しているものですが、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省が合同で策定しました都道府県構想作成マニュアルでは、高齢化を含めた人口減少、経済性、整備時期等踏まえた徹底的な下水道区域の見直しを国が求めておりまして、10年間で公共下水道、集落排水事業、合併浄化槽これを合わせた污水処理人口普

及率について95%を目安にするというのが国の考えとなっています。こちらの右側が計画区域の見直しイメージ図ですが、まずこの黄色のラインが市町村の全体の区域でございます。次に青色の破線が下水道整備区域見直し前のものです。青色の実線が下水道整備区域の見直し後、黒色の実線が下水道整備済みの区域としたイメージになります。山口県からは、平成32年度末までに下水道全体計画の見直しを行うよう求められております。なお、宇部市の平成29年3月末時点での汚水処理人口普及率は90.8%でございます。市としまして10年概成の汚水処理人口普及率95%を目指すためには合併浄化槽の整備促進が必要ではないかと考えています。次に7ページをご覧ください。続きまして③の合併浄化槽についてご説明します。8ページをご覧ください。まず、a)の浄化槽の概要についてご説明致します。こちらの画面に出しておりますのは環境省のホームページから引用したものになります。まず、浄化槽の種類ですが合併浄化槽と単独浄化槽という2種類ございまして、上の合併浄化槽に関しましてはし尿と家庭の雑排水を含めて浄化するものでございます。片や単独浄化槽につきましては、し尿のみを浄化する施設になります。×印がついている単独浄化槽につきましては、平成12年に浄化槽法が改正されまして、平成13年度以降、単独浄化槽の新設が原則禁止となっております。続きまして9ページをご覧ください。次にb)の合併浄化槽の仕組みについてご説明致します。合併浄化槽は水中の微生物の働きを利用しまして、汚水をきれいしております。これは公共下水道の浄化センターでもいえることで、公共下水道のミニチュア版になります。家庭から排出された汚水、こちらはまず黄色の部分の槽になります。汚水に含まれる浮遊物をこのろ材で取り除き、嫌気性微生物により汚水中の有機物を分解して浄化します。これは公共下水道でいえば処理場の最初沈澱池と同じ役割になっています。続きまして10ページをお願いします。次にこの黄色の槽に入っていきますが、この接触曝気槽の中の接触材についた微生物により汚水を浄化して、汚水を曝気しながら接触材に循環して接触させ、汚水中の有機物を更に浄化するようになります。これは先ほどの公共下水道に置き換えますと、エアレーションタンクというものが同じ仕組みになります。次のページをお願い致します。次に黄色の槽に入っていく訳ですが、更に浄化した処理水に含まれる固形物を沈殿させまして、水をこちらの消毒槽で塩素消毒をした後に、処理水を河川や海などに放流することになります。公共下水でいえばこちらの部分が最終沈澱池、それから滅菌槽という形になります。以上から合併浄化槽のシステム的なものにつきましては、公共下水道の処理場と同じ内容になっています。以上、簡単ではございましたが合併浄化槽の仕組みの説明に

なります。

〔座長〕ありがとうございます。都市計画とコンパクトシティという全体の宇部市の都市計画の考え方の説明と機能を模式化したネットワークという都市機能の融合機能をどう考えているかということ。次に話を頂いたのは国土交通省を中心として3省、農林水産省、環境省が3省となった国側の污水整備の考え方、どういったものがあるかの説明を聞いた上で、例えば合併浄化槽はどういうものかというご説明をして頂きました。ここまでで何か質問、聞きたいことはありますか。

〔委員〕コンパクトシティですが、エリアとネットワークの関係は分かったのですが、いつまでに何をするのかというのは決まっていますか。

〔座長〕コンパクトシティのロードマップ？

〔委員〕そうですね。

〔委員〕コンパクトシティについて補足で説明させていただきます。先ほど事務局の方から説明がございましたが、宇部市の場合は線引きと言いますが市街化区域、それから市街化調整区域という線を引かずにこれまでやって参りました。よく他の都市で航空写真を見て頂くと道路一本、川一本隔てたところで片方は住宅が張り付いているけどその反対は住宅など一切ない、という町をご覧になることがあると思います。そういうところは規制をかけておまして、こちら側は市街化をしていこう、こちらは市街化せずに例えば農地で残していこうとしています。宇部市はそういう区域は設定をしておりません。ただし、どこでも住宅でも工場でもどんどん建てることのできるのでは暮らしにくいところになってしまいますので、先ほど説明をしました用途地域というのを定めて、ここは工場だけにしてください、ここは商業でもいいですよ。ここは住宅を優先しましょう、というところで用途地区を定めてそこにふさわしい建物、使い方をして頂くということにしています。また用途地域の中では、都市計画道路であったり都市公園であったり下水道などの施設でより暮らしやすい街づくりをしていこうということにしていますが、今から人口減少社会になって今まで例えば1万人が暮らしていて、お店も成り立っていた、お医者さんも成り立っていた、公共交通も利用者があってということですが、どんどん人口が減少していくと例えば半分になって5千人になったらお店もやっていけない、お医者さんもやっていけない、公共交通も利用者が少なくなってしまうということでは廃業しようということになりますので、それを避けるためにギュッと居住をあるいは都市機能を、病院や公共施設などギュッと絞り込んでより暮らしやす

い町にしていきたいと思いますということで今、立地適正化計画を立てて作っている最中です。結論でございますが、立地適正化計画を平成30年度中に作成をしようということで取り組んでおまして、将来の人口の予測で人口密度がどういう風に推移していくか。公共交通の利便性がいいところ、生活のしやすい生活の利便性がいいところ、それからそういったところを指定して都市の機能、中心市街地を都市機能誘導地域にしようという風に考えています。それから人口が多いところ、人口密度が高いところを居住区域に指定していく、その中で浸水の被害が予測される地域や崖地が多くて災害が予測されるところの居住はあまりお勧めできないというところは外して行こうということで作業をしています。繰り返しますが、平成30年度中にそれを作っていこうというところなんです。今まで協議会等で議論して頂いていますので、それは市のホームページで公開しておりますのでお時間があるときにご覧頂ければと思います。以上でございます。

〔座長〕大体4ページにイメージを市として考えていますと。居住誘導区域を考えてということでございます。合わせて洪水のハザードマップになっていますから、それも合わせて考えてくださいということです。他に何かありますか。

〔委員〕すみません。6ページの国土交通省の考え方の中で今言われました、国土交通省の都道府県構想の見直しと10年概成。この赤字の汚水処理人口普及率を95%まで、今現在宇部市が90.8%、この残りの目安の数字とは4.2%の乖離がある。そうすると後で出てくると思いますが、4.2%を人口でどうなるのか、もう1つは、先ほどの補足の中で説明がありましたが、県からは平成32年度までに見直しを求められたということで説明がありましたが、平成32年度にどういったものを。例えば計画見直しの案を出すのか、何を求められているのかというところをもし分かれば、それが検討委員会の方向性に直結するのではないかと思いますので、その説明をもう少し詳しく頂けますか。

〔座長〕今の委員のご説明、県の32年度の見直しはどのようなイメージなのかという質問でしたが、事務局の方でありますか。

〔事務局〕県から平成32年度までに見直しを求められているのは、汚水処理構想改訂に併せて、下水道計画の縮小を求められているという状況であります。

〔委員〕ちょっと下水を3年ほど離れていましたので定かではないですが。汚水処理構想自体はこちら策定と書かれていますが、マニュアル自体は随分前からあって、何年かに1度マニュアルの改訂は国が

確かやってきていました。要は3省合同で汚水処理をするという国交省所管の下水道、農水省所管の農業集落排水事業、環境省所管の先ほど説明があった合併浄化槽。汚水処理をどういう風に進めていくのですかという計画を作成していきましようという計画が今までやられてきている。26年1月に改訂されて今ありましたように昔はどういう風に整備したら安価にどのくらい安くなるかという観点でやられていたと思うのですが、それをこの時間軸というか、人口減少とかいうことも踏まえて早めに整備効果を出しましようということで10年概成という時間軸的な考え方が26年に入って取り入れて今に至っている。概成の目標としては95%ということでそれに向けてどのようにされますかというのを今から立てて下さいというのが、マニュアルの改訂だったと思います。今回の意見を踏まえて宇部市さんはどのようにされるのかというのが今に出てくることですよ。そういう風な理解で宜しいと思いますが。私が説明することではなかったと思いますが。それを何年かに改訂をされる、何年かに1回改訂をしましようということで、県の方で32年の末ということをお願いをしているのではないかと風に思いますけど。そういうことですよ。

〔事務局〕この図面のイメージで見て頂ければと思いますが。今現在、汚水処理の方法について、農業集落排水は終わっていますので、汲み取り、合併浄化槽、それから公共下水道と大きく3つがある訳ですが、水質汚染等に結びつく汲み取りをなくして、浄化槽、公共下水道というものに大きく2つに分かれると思います。今の計画はこのブルーの線（一点鎖線）、ここまで公共下水道を整備する計画で、その外側を合併浄化槽ということで宇部市の汚水処理の方法を考えています。ただ、このままでいくと10年概成について、いろんな問題で公共下水道が進まない。かたや、区域の内側というのは浄化槽の補助金が出ておりませんので、汚水処理が進んで行かないということで、この下水をやっていくというこの線をギュッと縮めて、線の外側を合併浄化槽に変えていくということ。今のままでは遅いので10年以内にできる様に浄化槽について、手厚く補助をするなど色んな手段を使って、公共下水道だけにこだわるのではなくて下水道区域を示す外側の浄化槽含めて、汚水処理人口を増やしていこうと。委員さんが言われました人口の話はまた後、具体的に数字が出てきますのでお話ししたいと思います。イメージはこのような感じです。

〔座長〕いわゆる汲み取りが終わった後に対して、合併浄化槽を入れた場合と公共下水を入れた場合2種類あると思います。合併浄化槽と公共下水を使うという考え方でいうと今日の話の聞いていると同じ

である。使用感はボタンを押すと水洗で水が流れてそのまま出て、ゴミもしっかり綺麗になるということと同じ使用感になる。

〔事務局〕水質も同じですし、使い勝手も同じというような感覚でいて頂ければ。

〔座長〕その辺の話も出てくると思いますが、そういうところも理解して頂ければ。是非、そういうところも含めて、汚水処理人口を95%にしたいというような方針ということです。よろしいでしょうか、ここまで。では、いよいよ今後の方向性についてご説明をお願いします。

〔事務局〕では説明させていただきます。12ページをお願いします。（3）としまして今後の考えられる方向性についてご説明致します。13ページをご覧ください。こちらの図面、第1回検討委員会でもご説明しましたが改めて東部西部処理区を中心にご説明致します。図面の赤線の枠が全体計画区域で用途地域を境としておりまして、現計画ではこの区域の内側まで公共下水道で整備する計画としています。次にこの青色の線につきましては、事業計画区域で事業計画認可を取得して現在整備を進めている区域になります。また、青色の線の内の灰色の部分につきましては公共下水道事業の整備済みの区域を示しております。次に14ページをご覧ください。こちら第1回検討委員会でご説明しましたが、今後の考えられる方向性について2つの方向性をA案、B案という形で示しています。本日は、この考えられる2つのA案、B案の問題点についてご説明したいと思います。15ページをお願い致します。まずA案の問題点1であります、汚水の普及促進に対して時間を要するという点についてご説明致します。現在、未整備面積につきましては889.5ヘクタールございまして、未整備の割合としては22.7%となります。16ページをご覧ください。先ほど事業計画区域の未整備面積889.5ヘクタールと申しましたが、これらは山林や農地等も含んでおります。山林や農地を除いた実際にある程度家屋が集まっております未整備面積につきましては約180ヘクタール程と考えております。その汚水整備に必要な事業費、これを試算致しますと約35億円と見込んでおります。これは平成28年度決算の未普及事業費約9,180万円ですが、これを参考に1年の投資額を1億円とした場合、整備期間としまして約35年間という長い期間を要することになります。次に17ページをご覧ください。次にA案の問題点2としまして、維持管理する資産が増大についてご説明致します。現在、資産であります管渠の延長は約740キロメートルございまして、劣化具合を調査する為に同一箇所について約30年に一度の割合で調査する必要がございます。1年間に約20キロメートルから25キロメートルを調査すると致しまして、毎

年管渠の調査業務費用としては約4,100万円の調査費用が必要となります。740キロメートルを調査する為の調査費としましては、約12億3千万円が必要となります。また、この調査費用に加えて劣化具合によりましては改築工事が必要となって参ります。従いまして、資産が増大すればそれに合わせて行う維持管理費も増大しまして、使用していく限りメンテナンス費用や改築更新事業費が比例して増大するということとなります。次に18ページをお願いします。A案の問題点3でございます。既存の開発団地は合併浄化槽が普及についてご説明致します。まず青色の事業計画区域内の未整備人口につきましては合併浄化槽の人数が1,874人、世帯数で言いますと935世帯となります。それとし尿汲み取りが3,303人の1,744世帯これを合計しました5,177人の2,679世帯ですが、そのうちの約4割の1,874人、935世帯の方は既に合併浄化槽を設置している状況となっております。次にこちらの白色の部分、全体計画区域内で且つ事業認可区域外の未整備の人口につきましては、民間の開発業者等によりまして近接する公共下水道に接続して汚水を処理している人口が3,406人の1,287世帯と、合併浄化槽を利用している人口10,750人の4,374世帯を合計しました14,156人の5,661世帯。率にしまして約75%、世帯での率でいくと約70%の方が既に汚水処理、いわゆる水洗化された住宅に居住されている状況でございます。従いまして既に民間業者による開発等で合併浄化槽が普及しておりまして、公共下水道を整備しましても公共下水道に接続をして頂けない状況となっております。続きまして、19ページをお願いします。次に今後の考えられる方向性のB案でございますけれども、整備計画の見直し、個別処理への転換です。この2つの問題点につきましては、共通しまして個人負担という課題がございますので、費用面として合併浄化槽の補助制度と費用についてご説明したいと思います。20ページをお願い致します。まず現在の宇部市の浄化槽の補助制度がどうであるかということをご説明致します。こちらに書いてあります補助金交付対象者ということで、既存住宅で未設置者が対象でございます。ただし、新築や建て替えの場合は補助対象外となっております。また下にあります、公共下水道事業計画区域と農業集落排水事業計画区域を除いた区域が対象となります。次に21ページをお願いします。こちらは現在の補助金の交付額がどうなっているのかということをお示ししているものです。上から5人槽、7人槽、10人槽の種類ごとに補助金交付額が定められております。次に22ページをお願いします。合併浄化槽の建設費と維持管理費用につきましてご説明致します。ここでは5人槽の建設費用と維持管理費用について示しています。表-1と表-3につきましては、汚水

処理構想マニュアルによるものでございます。この表-2は市の廃棄物対策課から資料提供を受けたものになります。表-1と表-2を見比べて頂くとお分かりになりますが表-1これはマニュアルでいうところの費用になりますが、建設費用につきましては83.7万。実績の平均でいくと84.4万ということで大差がないということが分かります。表-3につきましては、5人槽の一基当たりの年間維持管理費用となります。次に23ページをお願いします。23ページにつきましては一部訂正がございます。本日お配りしておりますワンペーパーの資料と交換して頂ければと思います。なお、訂正箇所につきましては赤のラインが引いてあるところにあります。それでは公共下水道と合併浄化槽の費用比較についてですが、ここでは算出費用の元となります設定根拠についてご説明したいと思います。まず公共下水道の個人負担につきましては、排水設備の建設費用を60万円としております。次に公共下水道には下水道の使用料金が発生します。ここでは1人が2ヵ月分としまして、13立方メートルを使用するものとして算出しております。こちらの中段の表が世帯ごとの1年間の使用料金になっております。次に受益者負担金でございますが、これは一度限りの費用で80坪と仮定しましてその場合の費用としまして77,760円となります。1番下の合併浄化槽の表ですが、これは5人槽の合併浄化槽の費用になりまして、建設費用が84.4万で法定検査費用が6.5万として試算しています。なお、浄化槽の補助金対象区域につきましては、5人槽助成金ということで33.2万を助成するものとして試算をしています。24ページをお願い致します。このグラフは浄化槽の補助制度がない下水道事業計画区域内の方について、合併浄化槽と公共下水道の費用比較を示したものになります。ご覧になられてお分かりになりますが、合併浄化槽と公共下水道こちらを比較しますと、浄化槽の補助制度がないということから初期投資に差が出て参ります。この差が166,240円となります。次に25ページをお願いいたします。参考になるのがこの25ページに示しました、浄化槽の補助制度がある場合のグラフとなります。条件は先ほどと同一でございますが、合併浄化槽の補助制度33.2万がありますので公共下水道の5人世帯よりも合併浄化槽の方が安価になりまして、こちらの3人世帯と遜色がないということがわかります。従いまして、個別処理に転換するために住民との合意形成を図る1つの手段としまして、下水道事業計画区域内の浄化槽の補助制度がない地域の方の補助金対策。それから必要に応じた浄化槽の上乗せ補助。資金源について委員会でご協議いただいて、問題を解決できればと考えております。以上が(3)の今後の考えられる方向性のA案とB案のご説明となります。以上です。

〔座長〕ありがとうございます。まとめますと13ページの赤線を引かれた部分、当初考えていた事業計画というところになる4,000ヘクタール。それに対して実際に整備するのはこういったところで、3,000ヘクタールでその差が大体880ヘクタールあるが、実際には山林農地とか色々なものがある、次の16ページが実際にその中で未整備のものがどれだけあるかというのは180ヘクタールある。それを毎年1年間、年間1億円という形でそれを整備するとトータル35億円かかるので大体35年かかりますから、35年間待つて頂くという形になるというのが現状という状況がある。それだけではなくて、現状の資産があってそれから17ページ、現状のまま何もしないというのではなく、そこを調査もしてメンテナンスもしていかなければならないということの説明があった上で、合併浄化槽をどれだけの人が利用するのかというのが18ページで。大体、全体で3,300人ぐらいが、これから整備するもので、現状でも3,300人ぐらいの人が先ほどの180ヘクタールに住んでいて、その人たちが利用してくれるかもしれないという状況になっているというのが状況です。それに対してA案でいくと、そこにサービスをしないといけない。少し費用を加えたら35億円。それに対してB案だと個別浄化槽を入れていく。入れるといいけど従来のままの線引きをしていると対象にならないという話が合って、その対象にするには線引きを変えないといけないという話が1つと、実際にどれだけ費用がかかるかという説明というような理解です。私がザックリ言うと。ご質問があると思います、是非にかこの点を聞きたいとか。

〔委員〕すみません、23ページというか後ろの方になります。要はお金の話で、この後のページでグラフを見せて頂きましたが、恐らく23ページの話だと思います。合併浄化槽は1番小さいものは5人槽だと思いますが、それに対応して5人世帯で下水道料金を計算されたと思いますが、宇部市の全体はわかりませんが日本は1世帯3.3人です。要はそういう人たちから見た場合、浄化槽のサイズが大きいかから料金これですと言われて高めに見えてしまう。ですので、その差をなんとかしないといけないという風に思います。何が言いたいかというと、宇部市の普通の世帯の下水道料金と同じ合併浄化槽の法定計算料金みたいになっていないと付けた事で増えたと思われてしまうと思います。初期投資が違いますと皆さんずっと見るのはランニングコストの方を注目するのでそれが不公平感を生んでしまうかもしれないというのは懸念しました。これから考えて下さいとなると思いますが、とりあえずこのシミュレーションの中では5人槽で想定していますが、実際はもっと小さいレベルで見ないといけないと思います。

〔座長〕うちも当初は5人でしたが、今は残念ながら外に出てしまいましたので結局、新婚家庭になりましたので。どうですか、数字がいっぱい出てきますが。

〔委員〕なんか難しすぎて。今、5人槽ですよ。共同の槽には？

〔事務局〕コミュニティプラントですか？

〔委員〕ああいうのもやはり助成金があるのですか。

〔事務局〕今は各家庭に設置される浄化槽のみです。集散的にやられるものは無いと思います。

〔委員〕メンテナンスがいりますよね。それも住んでいる者が支払って、ということですよ。

〔事務局〕今は、ですね。

〔委員〕私本当に知らなくて、今日ここに来て色々知れまして良かったと思います。

〔座長〕よろしいですか。

〔委員〕いいですか。今の説明や色々な数字を見て率直な感想ですが、数字が踊っているなという言い方は失礼かもしれませんが。24ページの166,240円、初期投資の話ですよ。それだけ合併浄化槽では初期投資が減りますよということで、18ページの集合処理の3,303世帯、1,744世帯という風に説明されましたがこれでしたら2億9,000万円の差額ですよ。この大部分は、民間の方に負担させる。補助制度についてもどこが出すか決まっていらないでしょうが、市の方が出す、下水道の方は出さないといけない、出すのか分からないが。人のふんどしという言い方は悪いけどそういう数字しか見えない。これだけの数字だけでは、なんとも我々は判断しかねないのではないかと。もっと色々なランニングコスト、まさにそうですが1人当たり2ヶ月で13立米、今言いました様にもっと少なくなっている。そうすると、もっと合併浄化槽の方が割高感。それが1番ランニングコストと言われている。それが1番ですが。長寿命社会となってくるわけですから。だんだん高齢になっていって、支払い能力も少なくなっていく。その中でやはりランニングコストが1番、市民の判断の材料になる。すみません、率直な感想だけで申し訳ないのですが。

〔座長〕公共下水道も当然、下水道料金の負担がかかってくるのは間違いない。その辺、両方の比較をしっかりと下さいというご意見だと思いますが。

〔委員〕すみません、料金の件ですが。ライフラインで電気・ガス・水道で、電気とガスは1カ月の検針で1ヵ月分。水道料金は2ヶ月に1回で、それはずっと当たり前できていましたがやはり1ヵ月で出

された方がちょっと金額面が違うかと。素朴な質問ですが。人件費がかかるからですか。

〔事務局〕水道の検針は2ヶ月に1回。宇部市は基本的には真綿川を境に東と西という形で西が奇数の月、東が偶数の月に検針しています。一般的に水道料金の検針はどこも大体2ヶ月に1回。毎月やると倍のコストがかかるということで、そういう意味合いもあって2ヶ月に1回という形です。ただ2ヶ月分なので、すごく割高感なものもあるかと思います。

〔座長〕今の話、例えば2ヶ月に1回だけど2で割って、毎月毎月というイメージはあるのですか。

〔委員〕そうですね。水道料金だけですね。私は前からおかしいな、と思っていましたけど。

〔座長〕検針は2ヶ月に1回にして、支払いは毎月1回でどうですかという。議論はあれですけど、そんな話なのですが。ここからご検討頂ければと思います。

〔委員〕毎月1回検針するということは、2月に1回検針するので人件費が違うので、安くつくのではないですか。実際に支払う者から見れば。

〔座長〕そういったのがあって、2ヶ月に1回という。払う方からすると2ヵ月分くると高いのではと。毎月毎月にしたら、という話。ちょっと余計な話をしましたが。

〔委員〕それを当たり前にかけていますから納得しています。

〔委員〕同じような話をするようで恐縮なのですが、13ページの赤でやっている全体計画区域、青でやっている下水道事業計画区域ですが、その赤と青の外側にいる人たちから見た時の今言われた今後考える方向性の中で16ページにあります1年間の投資額で1億円として35年間かかるということで、その間赤と青の間に住まれている方から見たときの下水がいつ来るのか分からない話の中で、出来れば合併浄化槽みたいなものを新しく家を建てる人達から見たら、その区域内の人は合併浄化槽じゃないと家を建てる許可は下りないのでしょうか。汲み取り式は出来ないのでしょうか。

〔事務局〕新築の場合はですね。

〔委員〕ですよね。ということは下水道計画区域でありながら合併浄化槽をしなければいけない、ということに対する費用負担についてはかかる訳ですよね。それが今書かれているところの20ページのところにある、公共下水道事業計画区域を除くになっていますから、その人たちについては費用がかかるということになる訳ですよね。ですから35年を待つよりももし見直しをするのであれば、30年ごとなのでA案ぐらいで経営を企画したときにはそういう格好の方がいい気がします。

〔事務局〕 ちょっとこの辺の説明も色々ありますので、もう1回整理したいと思います。この赤の線は下水が将来いきますよと全体計画の区域と言っていますが、用途地域に合わせて59年度当時に赤の線まで決めた。将来下水道整備するというのが赤の線です。その内側の青の線が、当面国の認可を受けて下水道の事業を整備しているのはこの青の線です。合併浄化槽は補助金の話が出ましたが、区域外は出ますよと書いていますが、青の外側の方については全ての方に新築は出ませんが、浄化槽の補助金の対象地域になります。青の内側の下水道整備をすると網を張っていますので、青の内側におられる方は合併浄化槽の補助金が出ない地域。青の内外で1つ区切りがあります。先ほど35億という話が出ましたが、当面青の中の線を整備していく予定です。その内側の黒の着色しているところは整備が済んでいるところです。特に宇部駅の北側は、青の線の内側尚且つ白いところ。この辺が未整備地域で整備が済んでいないところで、他にもありますが田畑とか山林とか居住があるところで下水道事業として整備していくところが約180ヘクタールになります。青の内側でまだ整備が済んでいなくて、まだ家がある所が180ヘクタールでそこを整備すると、35億円かかって1年1億円ぐらいしか投資できないので単純に割ると35年かかってしまう。そのうちの人口の割合は、18ページに書いてあります表でございます。

〔委員〕 わかりました、勘違いみたいですね。

〔事務局〕 それですね、青の内側の線で人口の構成がどうなっているかというのが次の18ページに書いてあります。事業計画区域というところが表の真ん中のラインですね、人口でいうと120,317人と書いています。そのうち黒で着色して済んでいるところが11.5万です。残りが180ヘクタールで35億円かかりますといったところの人口の構成が、浄化槽の方が1,872人もう既にいらっしゃる。汲み取りの方が3,300人いらっしゃいます。

〔座長〕 可能性としては、その人たちの為に35年かけて35億円かけてやるのかという話です。

〔事務局〕 委員が言われましたけど、3,300人のところをいかに早く合併浄化槽もしくは公共下水に切り替えていって、全体の汚水処理の人口のパーセンテージを上げていくのが目標です。ただ公共下水でやると時間がかかりすぎるのでこのし尿・汲み取りの方のターゲットを見たときに、やはり合併浄化槽をここに切り替えていって、今補助は出ませんのでこの下水道区域をもっと縮小していったら補助が出る区域になりますので、そういう風に切り替えていって早く汚水処理を概成したいというところでご

ざいます。

〔委員〕わかりました。今言ったことは勘違いでした。

〔委員〕阿知須処理区の見方をというのがまずあります。ここ問題点の整理ということで話をされているのですが、東部西部処理区ということで出されていますが、これは東西処理区を例にとるとこういう課題がありますよということ宜しいですか。

〔事務局〕阿知須処理区につきましては東部西部処理区に関しましては、戦後間もない時期からやって歴史も古いという状況でございます。阿知須処理区につきましては、平成に入ってからということで歴史が浅い状況で環境が違う状況ですので。一応、東部西部処理区を検討して頂いたのちに、改めて阿知須処理区については検討して頂ければと考えております。

〔委員〕35億を1年で1億の35年という話になると、1億という数字は東部西部処理区に資金投入できる管渠の整備の予算的な制限。前回の協議では面整備とか管渠整備にもう少し大きい金額が提示されてきたように記録しているのですが。

〔事務局〕色々問題点が旧宇部市の方側と阿知須の方側が違いますので、一緒の土俵で話をしてしまうと食いつかない所がありますので、当面この問題点、列記したこちらの方を整備して頂いて、そのあと阿知須処理区の方に再度同じような話を出来たらと思っています。

〔座長〕他はいいですか。

〔委員〕問題点の整理ということで話をされている中で、合併浄化槽の補助制度の見直しということで。公共下水道と合併浄化槽の費用の比較をされているのですが、比較はされていますが何がどうなったところの話がどうなのかなというのがありまして。差があることは分かります、ということを含めて言いますが。その前に比較の前提条件の話が出ているので、今言ってもしょうがないのでしょうか。前提条件がないというのが質問というより感想です。前提条件のことで色々ご意見が出ていましたから、整理を踏まえて、またお話があるのだろうと思うので、気づきとしてそのような点がございました。あと、もう1点だけ。さっき立地適正化計画の話があったと思いますが、今こちらの計画の見直し、目的も今から策定されるということですが、両方の部分が当然反映というか、僕も知識はないのですが、反映というか整合という訳ではないのでしょうか。

〔委員〕今考えておりますのは、立地適正化計画は先ほど申し上げましたように将来の人口の推移。そ

れから交通利便性、生活利便性を予測してそれから災害の例えば浸水想定区域とか、崖区域とかを除いて都市機能誘導区域、居住誘導区域を定めていこうという風にしております。その中の生活利便性の中には当然、下水道が利用できるかどうかということもございしますが、公共下水道に囚われず合併浄化槽ということでも使用感はほぼ同じということでございますので、必ずしも立地適正化区域＝公共下水道の事業区域になるとは考えておりません。お互い見合いながら検討していく必要があると思いますけど、下水道の方は事業性といいますかそちらの方を主に考えていかれる、あるいは利用者の市民の皆様の負担、そういったものを主に考えていって今からの方針や方向性を考えていかれる必要があるのかなと考えています。

〔座長〕21ページのパワーポイントの後に、合併浄化槽の助成制度で5人槽、7人槽、10人槽とありますが、3人槽というのはあるのですか。

〔事務局〕3人槽はございません。

〔座長〕そういうのはないのですか、1番小さい層は5人槽ですか。ということは3人槽を（2人というのがあるのか知らないですが？）入れたときは、補助金は出ないということですか。そういうのがあるのですね。

〔委員〕作ればあると思いますけど。

〔委員〕130平米以下の住宅というと、要はガサッと5人以下という。

〔座長〕それがミニマムサイズなのかと思うのですが。もっと小さい槽もあるのだなと。今の話だと少なくとも5人槽を入れなくてはいけないということでもいいですか。まだご質問としてあるなら是非調べてもらって。コンパクトシティを考えていると2軒で1つとか、2個1みたいなものがあるかもしれないですね。

〔委員〕複数の家まとめてみたいやり方も、ひょっとしたらこの中ではあり得るかもしれませんが。あとサイズが小さくなくても法定検査の費用はあまり変わらない。そうするとサイズよりもランニングじゃないですが、法定検査の方が大きい負担になる。

〔座長〕そしたらランニングコストも半分に済むというのもありえるのかなと。

〔委員〕複数件の方だともっと小さくできますよね。あと技術的な話がもう少し情報があるといいなと思います。

〔座長〕下水道料金も含め、同じく5人で比較をすると、年間6万円ぐらいかかるということ。

〔事務局〕少し補足していきます。公共下水と合併浄化槽の費用比較ということで、この後グラフを見ましてご説明しますと、まず初期投資に関してですが公共下水に関しては排水設備の建設費600,000円と受益者負担金の77,760円。これを足しますと677,760円。合併浄化槽でこれに対応するものが5人槽の場合ですとこの建設費844,000円。この差が先ほど言いました166,240円というのが合併浄化槽の補助制度がない場合、割高になってくるということになります。あと、ランニングコストになります維持管理費、下水道でいえば下水道の料金、合併浄化槽でいえば法定検査等になりますが、これにつきましては合併浄化槽が5人槽の場合は年間6,5万円。これは汚水処理構想のマニュアル上の数字になっていますが、6.5万が年間であります。かたや公共下水につきましては先ほど座長も言われました5人槽でいえば64,962円ということでほぼ合併浄化槽とイコール。ただ世帯人数が少なく3人、2人となっていきますと35,928円、22,872円という形で公共下水の方がランニングコストでは割安で出てくるという形になっています。

〔座長〕それを図にするとこのグラフになる。

〔委員〕ちょっと話が元に戻って申し訳ないのですが、18ページのところで聞きたいのですが。今の話でいうと青の事業計画区域、その中でも整備が出来ていない方たちをどうするかという話をしていますよね。合併浄化槽で今後処理されていないところにいきましょう、ということになった場合に白いところですね。全体計画の中で計画区域になっていないところというのは、自動的に下水は未来いかないとそういう制度になるのですか。

〔事務局〕ここはさっき言った図面、赤い区域と同じで元々ここまでやるイメージをしている。今ここで区域を小さくしたりしてしまうと、赤までいくというのは基本的にはないという考えです。

〔委員〕その方たちというのは、都市計画税は恐らく払ってきているので、その場合に赤いラインを縮めてしまおうということ是可以できるのですか。

〔事務局〕もちろんですね、この赤は将来整備していくという線なので、もう整備しないということになればこの赤の線は意味がない。

〔委員〕それともう一つ。10年概成という考え方がありましたが、10年というのは何を10年なのかというのが分からないのですが。何年かけて95%に持って行くというのがあるのですか。

〔事務局〕10年概成の10年というのは平成26年に出ていますが、この10年というのは平成38年度末になります。

〔委員〕なんで聞いたかというと年間1億通して35年かかるという、これには全く食いつかないということですね。

〔委員〕すみません、恐らくもうB案にされた方がいいと思います。例えば私が3,303人の中の世帯にいたとした場合、やはり住民にどう理解して頂けるか。同意して頂けるとなった場合はかなりランニングコストですよ。これを例えば合併浄化槽をつけた方についても公共下水道料金と同じにして。恐らく合特法の関係で市が管理することは不可能でしょうけど、人口集中地域ですから一発委託、受託して安くなる可能性はあるのですか。そういうことはやれるのでしょうか。法定維持管理、年間の維持管理経費、法定の検査ということ全て市が料金をとってどこかに委託するというのは可能ですか。

〔事務局〕今、委員が言われましたように、皆さんが言われている通り、維持管理の差が出てくるというのが大きな問題かと思えます。それと初期投資の問題ですね。これをさっき言いましたように区域を縮小した場合、今まで下水を待っていらっしゃる方、補助金も出ないし下水も来ないという方に対して通常の補助でいいのか。合併浄化槽に切り替えて頂くということであれば、手厚くそういう補助制度にしていかなければいけないのではないかと。そういうところ、今言われますように維持管理費の差をどう埋めていくのか、その辺を今からどういう形で市として制度が出来るのかというのは非常に大きな問題であり課題だろうと思っています。その辺をしっかりと検討してみて他都市の事例なども若干研究して。その辺もお示しして、最終的に納得して頂くという形ができれば一番いいなと考えております。ここで何をやるかというのは具体的にはお話はできませんが、そういうのが課題であると承知しています。

〔委員〕今の関連ですけども、3,303人をその方を優先する地域の世帯数も出たわけですが、密集しているのか密集していないのかというのは地域性がそれぞれあると思います。その中で優先順位をつけているということになると、その地域性というのをきちっと把握しないといけない。それともう1つは委員が言われましたけど、その手法についてのランニングコストの方を低く抑える、抑えられるようなそういう手法がとれるのかどうかということですね。それともう1つは下水道の局として、いわゆる効率化というか効果、効率性を考える、考えようとするればどこを最初にやるかといった整備計画、大まかな流れというか、そういったものを検討する必要があるのかなと思います。それは当然考えていらっしや

と思うのですが、それに伴った住民説明会や様々な個の問題だと思うので、かなりの検討というかシミュレーションがいるのではないかと思います。色んなケースを考えた上で事務局が言われましたが、また他市の状況であるとかそういったものを勘案されながら、具体性を持ったケースと計画の案をこの会議の中で示して頂ければと思います。

〔座長〕細かい議論にしたらその話が大事になります。ここでの理解としては、今日何度も見ている図面ですが理解がお互いに出来ていない。先ほどの1番最初の13番目の青の線でとにかく青の線のグレー部分は整備が終わって、それに対してのメンテナンスが必要になってきている。あとこの青の線とハッチングしていない所の差だけでも180ヘクタールあって、大体整備するのにざっくり30年以上はかかって、概成にも間に合わないという状況というのは理解して、実際そこに3,000人近い方がまだ済んでいらっしやらないという状況。実際にその中でも1,800人の人が繋いで自分で個別浄化槽を入れている人も1,870人いて、そういう人たちは下水が来たからといって多分繋がれないだろうという状況もある。サービスをつくしてもサービスをされないということも含めて議論していかないといけない。それは全体像の話なので、では個別にみたらどうなるのかということ、また議論されると思いますが、そういう状況になると事を理解しておかないといけないと思います。なにかこれ以上いかがでしょうか。

〔委員〕もう1回、分からないことが多いので。今の灰色の線の中という人は整備区域になっているということで、その中でやられていない方についても問題があるのですが。既に下水が通っているところで、下水に繋ぎこみをしていないというところはどれくらいあるのでしょうか。実際、受益者負担金を貰って、下水が通ったところについては受益者負担を払っているかもしれませんが、家庭から実際に終末処理場に持って行く為の繋ぎこみ工事をやっていない方については従来の合併浄化槽でやっているのか、単独浄化槽でやっているのか、汲み取りでやっているのかという中で、そういう方は全体の中でどのくらいいるのでしょうか。折角、青のところ出来て、繋ぎこみをしていないで汲み取りをして生活雑排水を川に流すだけというのは多いと思います。そういう方はある程度ペナルティを科すというところはやっているのですか。何年以内にやらなくちゃいけない。5年間とか。

〔事務局〕公共下水道供用人口というのが平成29年3月末では、115,140人程供用人口ですが、そのうちの内訳が公共下水道への接続している人口こちらが110,119人、率にしまして95.6%

の方が公共下水道へ接続しています。それ以外の方に関しましては、合併浄化槽の方が2,223人。率にして2.0%です。し尿と汲み取り、単独の方が2,798人、率にして2.4%の方がそういう状況になります。以上です。

〔委員〕そういう人たちは将来的には繋ぎこみについてのこちらの方から指導というのは。

〔事務局〕下水道法では3年というものがあります。下水が布設されて3年以内に改造してくださいというもの、特に汲み取りは。浄化槽は速やかに接続してくださいというのが法律の趣旨でございます。さっき言いましたように、下水道の配管にまだ浄化槽だからといって接続していない方がいらっしゃいます。汲み取りでさえ、まだ接続していない方がいます。ただこれを罰則があるのかと話をされましたが、法律上では罰則することができますが経済的な理由とか、色んな個々の事情がありますのでそれを実際にやっているかというとなかなか難しいところです。ただ接続して下さいと接続促進の活動については、アンケートをとったり、どういう状況ですかというのを私たちの方で接続されない方に対して個別に当たって接続のお願いをしたりということはしております。

〔委員〕一般家庭については指導してそれはよしとしても、食堂とかお客様を相手にする商売で、食べ物を扱うところはそのまま流されるというのですか。川に行くまでの間の水路が大変臭いというのは結構あるのではないですか。その辺に対する指導というのは、特に強めてやっているとかはないのですか。

〔事務局〕実際にそういうことで苦情が出て個別に施主さんに行って指導することはよくあります。

〔座長〕よろしいでしょうか。先ほどの説明の中で3,303人とありましたが、これは何世帯と仰いましたか。

〔事務局〕1,744世帯です。

〔座長〕残りの事業計画が先ほど180ヘクタールを整備しようとする、大体下水管路は何キロぐらいになりますか。30キロぐらい。

〔事務局〕30を超えたぐらいです。

〔座長〕今お伺いしたのが30キロ整理して1,700所帯が繋ごうとすると、大体20メートルに1ヶ所ぐらいですね、密度的に言うと。20メートル下水道管作って1ヶ所繋ぐ、また20メートル作って1ヶ所繋ぐという密度のところをこれから整備するというお話のようで。建設側からいうのもなかなか建設コストを回収するのは厳しいだろうなという感じはします。ここは現実的な発想が出てくる

のかなというのがありますが、じゃあ具体的にどうするのかというのは委員がおっしゃったようにじゃあ住民に対してどうするのかというのは議論しなければいけないと思いますが。他に質問何か。

〔委員〕はい。いまいち、まだ理解が出来ていないというのが。前回の会議の時に浄化槽の補助金が10年後に見直しされるという話をされていたのではないかと思います。23ページの補助金33.2万というのは赤線の部分内の方の話であって、青線の方は今現状ではないということですよ。今、1平米300円の受益者負担金というのは前回頂いているというお話をされていましたが、その方たちというのは下水道が現状通っている方から頂いている、という形でいいのですよね。

〔事務局〕受益者負担金が1回限り、下水道が整備された時点で土地の面積に対して賦課されている。

〔委員〕それは現状、通ってない方から頂いていないですよ。

〔事務局〕そうですね。

〔座長〕いかがでしょうか。時間が大分迫ってきていますが。お話としては大体A案B案というのがあって、A案というのはどういう状態があるのか、B案というのはどういう状態があるのかというのは大体理解して、A案の状況、B案の状況それぞれに対する問題点は委員会としては意見を出してというところで整理して頂ければと思いますが。今日ここで決めるということはないと思いますので、これを引き継いで次回以降議論すればいいのかなと思います。よろしいでしょうか。ここまでの議論をまとめますと、A案というの現実的ではなさそうではないかと思われま。詳細に理解していかないことはいっぱいあるのでそこはもう少しご検討頂きたいということ。B案にするとしても、より現状をコンパクトシティに合わせる形でのシミュレーションをもう1回見せてもらって、具体的な数字がどうなるのかというの少し示した上でB案をもっと理解できるように。ご意見の中では説明をする住民の方3,300人の方にご説明するにしても、もう少し分かりやすい説明も必ずいるからその為の準備をして下さいという話だったと思います。その辺を少し踏まえて、次回の委員会で議論できればと思いますがいかがでしょうか。宜しいでしょうか。事務局宜しいでしょうか。では2の議事はこれぐらいにして3番目、第3回会議の議題。

〔事務局〕それでは日程についてですが、第1回会議で委嘱式のときにもご説明させて頂きましたが、第3回会議を予定では5月ということで一応しております。もう少し時間もあり、年度も替わるので4月以降になって、改めて具体的な日程について調整させて頂きたいと思いますが宜しいでしょうか。

〔座長〕メンバーも変わるかもしれませんので、4月以降です。その他に行きたいと思います。事務局の方からその他ということで議事録の公開について説明をお願いします。

〔事務局〕冒頭ご確認いただきました議事録ですが、お手元の方に第1回上下水道事業検討委員会質疑応答集ということで、これは全てのご意見が入った記録です。もう1つ、第1回宇部市上下水道事業検討委員会議事録（未定稿）という風には書いているものについては冒頭座長に確認頂きましたが、特に議論の中心にかかるものだけを残したものです。このどちらを公表するのか、若しくはもう少し未定稿の方に付け足すのか除くのかご意見を頂きたいという風に思います。

〔事務局〕補足ですが局の考えを言いますと、皆様から色々な意見が出ており、地域的な意見も出ております。これは市民の方にも分かるような形の方がいいかなというのが1つ考えです。そして局の方も今後、地元関係者に説明に参りますので、こういう意見が説明会で出てきたというのを広く市民に説明していきたいと思っております。それから議会の方で、あり方検討特別委員会というのがありますが、こちらの方でも会議の方は非公開にしていますが、広く市民に公表していった方がいいのではないかとこの意見もございました。それを踏まえて皆様の意見を聞きたいなと思っております。

〔座長〕委員会としては今日私がご説明した程度の議事録をしないと、前回の議事録も復習をして先に進めるにはこの程度が1番理解しやすいですが、違う観点からいうと情報公開をするということも当然重要な意見ですので、情報公開をしてこの情報では足りないというのであればもう少し詳しい情報ということで、作って頂いたので、これの委員AとかBということはやめて、委員という形でもう少し赤線を消して頂いて作って頂くという形で情報公開していった方が、色んな所で議論していく為に必要であろうということであればそういう形で公開と考えております。宜しいでしょうか。

〔座長〕公開はこちら側でいこうと応答集。我々としてはこちら側の意見をまずしたということで先に進める。

〔委員〕すみません、こちらの詳しいほうを公開されたときにこれに対して質問が市民の方からあった場合は答える責任のある方はどなたですか。上下水道局ですか。

〔事務局〕事務局の方ですね。

〔座長〕その分は委員会にも教えてもらったと思います、我々の方にも。

〔事務局〕利害関係が色々ある場合は特に。

〔委員〕 答えは上下水道局から全てして頂くということですね。それであれば。

〔委員〕 私どもが検討委員会で頂いているこの資料も合わせて会議録と同時進行で公開されるということで理解してよろしいですか。

〔事務局〕 はい。

〔座長〕 これに関していかがですか。特にこれを公開しては困るということはないと思いますが。事務局も宜しければ。

〔事務局〕 一応、公表する資料としては設置要綱と会議ごとの次第、会議ごとの資料それと今議論を頂きました全ての質疑応答集という形を考えております。それと委員名簿については、会議自体非公開ですので委員名簿については公表しないということで事務局は考えています。

〔座長〕 宜しいですか。最近の県の委員会には大抵メディアが入るのが普通ですので、必ず傍聴席を準備していますのでそういう方向で動いていますから、こういう方向で進めたいと思います。ちょっとだけ時間過ぎましたが、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。